

熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（事前計上）

（目的）

第1条 本要領は、近年の夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策を進めるために、熱中症対策に必要な経費の計上に関して現場管理費を補正するにあたり、必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）真夏日

気象庁の観測地点「名古屋（愛知）」における、直近3ヶ年の日最高気温が30度以上の、5月から10月までの各月毎の平均値（少数1位四捨五入）。

対象期間が10日／月以上あれば平均値の1／3（少数1位四捨五入）、20日／月以上あれば平均値の2／3（少数1位四捨五入）を計上する。

（2）対象期間

工事契約予定日から工期末予定日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の期間の合計。ただし、余裕期間を設定している場合は、工事開始予定日から工期末予定日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（対象工事）

第3条 名古屋市緑政土木局が発注する工事において、下記（1）（2）に該当する場合、試行対象工事とする。

ただし、単価契約工事は除く。

（1）適用範囲

令和7年10月1日以降に起案し、契約した工事。

（2）対象工事

ア 主たる工種が屋外作業である工事。

イ 電気通信設備工事等においては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造を対象とするが、主たる工種が屋内作業であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。ただし、機器等の工場製作期間並びに、工場製作工を含む工事の当該期間を対象期間から除くものとする。

(積算方法)

第4条 真夏日率を考慮した現場管理費の補正の積算方法は以下のとおりとする。

(1)真夏日率の算出方法

真夏日率は次の式により算出するものとする。

$$\text{真夏日率}\times 1 = \text{対象期間内の真夏日} \div \text{対象期間}\times 2$$

※1 真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 対象期間は「第2条(2)対象期間」の定めによる。

(2)補正值

現場管理費の補正は、「第4条(1)真夏日率の算出方法」により算出された真夏日率を用い、次の式により算出した補正值を現場管理費率に加算する。

$$\text{補正值}(\%) \times 3 = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数}\times 4$$

※3 補正值(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※4 真夏日補正係数：1.2

(3)現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}\times 5) + \text{補正值}(\%) \times 6)$$

※5 土木工事標準積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす。

※6 土木工事標準積算基準書における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率」をさす。「積雪寒冷地域で施工時期が冬季となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

(工事発注時の取扱い)

第5条 発注者は、工事発注に際し、実施設計において第4条に基づき現場管理費の補正を行うものとする。

(設計変更に係る取扱い)

第6条 真夏日の実績に基づく精算変更は原則行わないこととするが、受発注者協議において著しい乖離が認められる場合は、その限りではない。

また、工期延期や工場製作時期の大きな変更など、当初発注時と期間が異なる場合については、受発注者間で協議を行い対象期間及び真夏日の期間変更を行うこと

ができるものとする。

(補則)

第7条 本要領に定めのない事項、またはこの要領の規定により難しい事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

附則

この要領は、令和7年（2025年）10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年（2026年）1月1日から施行する。